

協 定 書

申立人ゼネラルユニオン（以下「組合」という）と被申立人株式会社日米英語学院（以下「会社」という）との間の大阪府地方労働委員会平成10年（不）第23号事件及び平成11年（不）第85号事件（以下、併せて「本件申立て」という）について、下記のとおり合意をみたので、ここに本協定書を作成し、双方誠実に履行することを確約する。

記

- 1 会社は、組合から組合及び組合員への不当労働行為であるとして本件申立てがなされた行為について、誠実に受け止め、遺憾の意を表するとともに、今後このような行為が発生しないように努力する。
- 2 会社は、利害関係人A及び同B（以下、両者を併せて「利害関係人ら」という）に対する解雇を撤回し、Aは、1998年（平成10年）5月10日付けで退職し、Bは、2001年（平成13年）4月4日から難波校に復帰することを確認する。なお、Bの復帰に当たっては、週3日、15時間の授業を基本とし、詳細は組合と会社とで協議するものとする。
- 3 会社は組合に対し、解決金として金5,000,000円を2001年（平成13年）3月10日までに支払う。
- 4 組合及び利害関係人らと会社との間には、本件申立てに関し、上記以外に相互に何らの債権債務関係が存在しないことを確認する。
- 5 組合は、本件申立てを取り下げる。

2001年（平成13年）3月5日

申立人 ゼネラルユニオン

執行委員長 山原克二

代理人弁護士 丹羽雅雄

利害関係人 A

同 B

被申立人 株式会社日米英語学院

代表取締役 金久保

代理人弁護士 堀井昌弘

以上、確認する。

大阪府地方労働委員会

審査委員 風早登志男

参与委員 徳山重次

参与委員 谷本榮子